

国指定伊豆沼鳥獣保護区
伊豆沼特別保護地区計画書

【指 定】

(環境省案)

令和 4 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

伊豆沼特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

伊豆沼鳥獣保護区のうち、東日本旅客鉄道株式会社東北本線敷地西側境界線と登米市道前沼彦道線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し干拓堤防第二号線との交点に至り、同所から同堤防を南西及び北西進し県道築館登米線との交点に至り、同所から同県道を西進し登米市道内沼境田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し登米市道内沼線との交点に至り、同所から同市道を南西及び北西進し栗原市道内沼線との接点に至り、同所から同市道を北西及び西進し太田川左岸堤防東端との交点に至り、同所から同堤防を南西及び西進し栗原市道曾内熊狩線との交点に至り、同所から同市道を北進し栗原市道堀の内横須賀線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道築館登米線との交点に至り、同所から同県道を南東進し栗原市道伊豆沼線との交点に至り、同所から同市道を東進し栗原市道横須賀線との交点に至り、同所から同市道を北進し農道宝田 8 号線との交点に至り、同所から同農道を北西進し農道宝田 9 号線との交点に至り、同所から同農道を北西進し栗原市道横須賀上畑岡線との交点に至り、同所から同市道を北進し農道山口曾内線との交点に至り、同所から同農道を西進し農道加倉前 5 号線との交点に至り、同所から同農道を北進し県道若柳築館線との交点に至り、同所から同県道を東進し栗原市道敷味線との交点に至り、同所から同市道を東進し栗原市道営団線との交点に至り、同所から同市道を北東進し県道新田若柳線との交点に至り、同所から同県道を南東進し東日本旅客鉄道株式会社東北本線敷地西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 4（2022）年 11 月 1 日から令和 24（2042）年 10 月 31 日まで（20 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、宮城県北部の栗原市及び登米市に位置する伊豆沼、内沼の水域及び周辺の水田等の一部である。伊豆沼・内沼は、北上川の支流である^{はさまがわ} 迫川の沖積平野に位置する大小 2 つの淡水の沼で、1 本の水路で繋がっている。伊豆沼・内沼は冬期凍結せず、周囲に採餌場となる田畑が広がっていることから、多くの水鳥の越冬地となっている。冬期には、マガンやヒシクイ（亜種オオヒシクイ及び亜種ヒシクイを含む。）などのガン類が 10 万羽近く渡来する。ハ

クチョウ類やカモ類の他、ハクガンやシジュウカラガンなどの希少ガン類にとっての主要な越冬地にもなっており、少数ながらオジロワシも越冬する。

特にマガンは、国内確認個体数の約9割が、宮城県北部で越冬しており、当該区域ではその内の約半数が確認され、国内最大級の越冬地の一つとなっている。中でも伊豆沼・内沼の水面域は最大のねぐら環境として重要である。

以上のとおり、当該区域は伊豆沼鳥獣保護区の中でも特に渡り鳥のねぐらとして重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類等の多様な鳥類相の越冬環境を保護するため、適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣保護区管理員を通年2名配置し、環境省職員と共に定期的な巡視を行い、鳥類の生息状況の把握をし、違法捕獲の防止や制札の維持管理に努める。
- 3) 渡り鳥の飛来期間中（9月～翌5月上旬頃まで）、毎月3回を目処として定点カウント法及びルートセンサス法でのモニタリング調査を鳥獣保護区管理員及び環境省職員により実施し、渡り鳥の越冬期の生息状況の把握に努める。
- 4) 当該区域は、10万羽近いガン類の渡来地として、またハクガンなどの希少ガン類の渡来地として全国に知られており、多くの鳥類観察者が訪れることから、鳥類を驚かすような不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息環境への影響を防止するため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員の巡視時に、鳥類保護に関する普及啓発、利用上のマナー向上、利用上の安全確保、鳥獣類への危害の未然防止、密猟の防止などについて、指導の徹底を図る。
- 5) 伊豆沼の畔に設置した国指定伊豆沼鳥獣保護区管理センターの維持管理を適切に行い、高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス調査の主要拠点としての機能を維持する。
- 6) 鳥類の安定的な生息への著しい影響を防止するために、日頃から関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等との連携に努める。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、宮城県北部の栗原市及び登米市に位置し、伊豆沼・内沼を中心とし、その周辺の大半は水田であり、数箇所に集落が散在している。

イ 地形、地質等

当該区域を含む地域一帯は一面の水田地帯となっており、南・西・北の三方が標高 30～50m の丘陵で囲まれる開けた地形に位置している。伊豆沼は東西に伸びた面積 332ha の細長い沼であり、内沼は面積 105ha のほぼ楕円形の沼である。伊豆沼・内沼は、宮城県の北西部、迫川の支流の荒川の中流域にある淡水の沼であり、平均水深約 0.77m、最大水深約 1.6m である。近年、毎年約 1 万 m³ の底質が堆積し、水底の 8 割以上が泥に覆われており、浅底化、水質汚濁の要因となっている。

伊豆沼には荒川と照越川が流入し、内沼には八沢川と太田川が流入する。内沼の水は浄土川を通じて伊豆沼へ流入し、伊豆沼から荒川に流出する。当該区域の周辺は、かつては北上川と迫川が合流する氾濫原で、広大な湿地であったが、干拓によって多くが水田となった。伊豆沼・内沼は自然堤防により堰き止められて形成された天然湖沼で、一部が埋め立てられ、現在は遊水池として治水の役割も担っている。

ウ 植物相の概要

伊豆沼・内沼の湖岸はヤナギ林やマコモ群落・ヨシ群落で構成され、沼内にはハス群落が広く分布している他、希少種のアサザ群落やガガブタ群落、沈水性のクロモなどの水生植物が確認されている。水質汚濁の影響で、優占種が沈水植物から浮葉植物に変化し、特にヒシやハスといった水質汚濁に強い植物が優占している状況である。

エ 動物相の概要

当該区域は、冬鳥としてマガン、ヒシクイ（亜種オオヒシクイ及び亜種ヒシクイ）、ハクガン、シジウカラガン、オオハクチョウ、オナガガモなどのカモ類、オジロワシ、タゲリ、ベニマシコなどが飛来する。留鳥として、カルガモやオオバン、アオサギなどが生息し、夏鳥としてオオヨシキリやケリ、チュウダイサギ、チュウサギ、ヨシゴイなどが飛来し、44 科 173 種が確認されている。

鳥類以外の動物相は、キツネ、タヌキなどの 3 科 4 種の哺乳類が確認されている。

また、鳥獣以外では、コイやフナなどの淡水魚類、イシガイ類などの淡水貝類、コフキトンボなど平野部の湖沼の代表種を中心とした昆虫類数百種など、多種多様な生物が確認されており、これまでに 1,500 種以上が伊豆沼・内沼で報告されている。平成 8（1996）年以降急増したオオクチバス等の外来魚による食害で姿を消していたゼニタナゴやエビ類などが、近年の外来魚防除事業によるオオクチバス、ブルーギルの低密度化に伴って、再度確認されるようになってきている。また、この結果として、在来魚類やヌカエビ等の小型甲殻類等を食べるミコアイサも近年回復傾向が認められている。

（２） 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農林水産物への被害としてカモ類によるレンコンの食害などが生じているが、軽微なため被害算定には至っていない。

5 施設整備に関する事項

(1)	鳥獣保護区用制札	18 本
(2)	特別保護地区用制札	17 本
(3)	案 内 板	3 基
(4)	給 水 器	—
(5)	給 餌 台	—
(6)	巢 箱	—
(7)	その他 (管理センター)	1 棟
	(資 材 庫)	1 棟

6 参考事項

(1) 当初指定

昭和 57 (1982) 年 11 月 1 日 (昭和 57 年 10 月 30 日 環境庁告示第 109 号)

(2) 経緯

平成 14 (2002) 年 11 月 1 日 (平成 14 年 10 月 3 日 環境省告示第 71 号)

再指定

別表1 国指定伊豆沼鳥獣保護区及び特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	(1,455) 1,413 ha	ha	ha	(907) 903 ha	ha	ha	ha	ha	ha
林 野	(50) 57 ha	ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	(655) 632 ha	ha	ha	(329) 302 ha	ha	ha	ha	ha	ha
水 面	(451) 437 ha	ha	ha	(451) 437 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	(299) 287 ha	ha	ha	(127) 161 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	12 ha	ha	ha	5 ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	12 ha	ha	ha	5 ha	ha	ha	ha	ha	ha
財務省所管	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	12 ha	ha	ha	5 ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	88 ha	ha	ha	67 ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	39 ha	ha	ha	37 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	3 ha	ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	49 ha	ha	ha	30 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	1 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	48 ha	ha	ha	30 ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	(879) 876 ha	ha	ha	(349) 394 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	54 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	(879) 822 ha	ha	ha	(349) 393 ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	(451) 437 ha	ha	ha	(451) 437 ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	(1,455) 1,413 ha	ha	ha	(907) 903 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	(559) 554 ha	ha	ha	(559) 549 ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha

└ 普通地域	(559) ha	ha	ha	(559) ha	ha	ha	ha	ha	ha
	554			549					
自然公園法による地域	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	— ha	ha	ha	— ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地)	523 ha	ha	ha	522 ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定伊豆沼島獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	ウズラ	VU	夏鳥
		○ キジ	—	留鳥
		コジュケイ	—	留鳥
カモ	カモ	○ ヒシクイ	VU/NT、天然記念物	冬鳥
		亜種オオヒシクイ	NT、天然記念物	冬鳥
		亜種ヒシクイ	VU、天然記念物	冬鳥
		○ マガン	NT、天然記念物	冬鳥
		カリガネ	EN	冬鳥
		インドガン	国際希少	迷鳥
		ハクガン	CR	冬鳥
		シジュウカラガン	CR、国内希少	冬鳥
		コクガン	VU、天然記念物	迷鳥
		アオガン	—	迷鳥
		コブハクチョウ	—	—
		○ コハクチョウ	—	冬鳥
		○ オオハクチョウ	—	冬鳥
		オシドリ	DD	留鳥(冬鳥)
		○ オカヨシガモ	—	冬鳥
		○ ヨシガモ	—	冬鳥
		○ ヒドリガモ	—	冬鳥
		○ マガモ	—	冬鳥
		○ カルガモ	—	留鳥
		○ ハンビロガモ	—	冬鳥
		○ オナガガモ	—	冬鳥
		○ シマアジ	—	旅鳥
		トモエガモ	VU	冬鳥
		○ コガモ	—	冬鳥
		○ ホシハジロ	—	冬鳥
		○ キンクロハジロ	—	冬鳥
		スズガモ	—	冬鳥
		○ ホオジロガモ	—	冬鳥
		○ ミコアイサ	—	冬鳥
		○ カワアイサ	—	冬鳥
		ウミアイサ	—	冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ	—	留鳥
		○ カンムリカイツブリ	—	留鳥
		ハジロカイツブリ	—	冬鳥
ハト	ハト	○ キジバト	—	留鳥
		カラバト(ドバト)	—	—
カツオドリ	ウ	カワウ	—	冬鳥
ペリカン	サギ	○ ヨシゴイ	NT	夏鳥
		○ ゴイサギ	—	留鳥
		○ ササゴイ	—	夏鳥
		アカガシラサギ	—	旅鳥
		○ アマサギ	—	夏鳥
		○ アオサギ	—	冬鳥
		ムラサキサギ	—	迷鳥
		○ ダイサギ	—	—
		ダイサギ	—	冬鳥
		チュウダイサギ	—	夏鳥
		○ チュウサギ	NT	夏鳥
		コサギ	—	留鳥
	トキ	ヘラサギ	DD	迷鳥
ツル	ツル	ソデグロヅル	国際希少	迷鳥
	クイナ	クイナ	—	冬鳥
		バン	—	夏鳥
		○ オオバン	—	留鳥
カッコウ	カッコウ	○ ホトトギス	—	夏鳥
		ツツドリ	—	夏鳥
		○ カッコウ	—	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	○ アマツバメ	—	夏鳥
チドリ	チドリ	○ タゲリ	—	冬鳥
		○ ケリ	DD	夏鳥
		○ ムナグロ	—	旅鳥
		ダイゼン	—	旅鳥
		イカルチドリ	—	留鳥
		○ コチドリ	—	夏鳥
		メダイチドリ	国際希少	旅鳥
	セイタカシギ	セイタカシギ	VU	旅鳥
		ソリハシセイタカシギ	—	迷鳥
	シギ	オオジシギ	NT	旅鳥
		チュウジシギ	—	旅鳥
		タシギ	—	旅鳥
		オオハシシギ	—	旅鳥
		オグロシギ	—	旅鳥
		チュウシヤクシギ	—	旅鳥

		○ ツルシギ	VU	旅鳥
		○ コアオアシシギ	—	旅鳥
		○ アオアシシギ	—	旅鳥
		クサシギ	—	旅鳥
		○ タカブシギ	VU	旅鳥
		キアシシギ	—	旅鳥
		○ イソシギ	—	留鳥
		キョウジョシギ	—	旅鳥
		○ トウネン	—	旅鳥
		オジロトウネン	—	旅鳥
		ヒバリシギ	—	旅鳥
		アメリカウズラシギ	—	旅鳥
		○ ウズラシギ	—	旅鳥
		○ ハマシギ	NT	旅鳥
		エリマキシギ	—	旅鳥
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU	旅鳥
	カモメ	○ ユリカモメ	—	冬鳥
		○ ウミネコ	—	留鳥
		カモメ	—	冬鳥
		○ セグロカモメ	—	冬鳥
		オオセグロカモメ	NT	冬鳥
		アジサシ	—	旅鳥
		クロハラアジサシ	—	旅鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ	○ トビ	—	留鳥
		○ オジロワシ	VU、国内希少・国際希少、天然記念物	冬鳥
		オオワシ	VU、国内希少、天然記念物	冬鳥
		○ チュウヒ	EN、国内希少	冬鳥
		ハイロチュウヒ	—	冬鳥
		ハイタカ	NT	留鳥
		○ オオタカ	NT	留鳥
		サシバ	VU	夏鳥
		○ ノスリ	—	留鳥
フクロウ	フクロウ	フクロウ	—	留鳥
		コミミズク	—	冬鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ	—	旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ カワセミ	—	留鳥
キツツキ	キツツキ	○ コガラ	—	留鳥
		○ アカガラ	—	留鳥
		アオガラ	—	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ	—	留鳥
		○ コチョウゲンボウ	—	冬鳥
		○ ハヤブサ	VU、国内希少	留鳥
スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ	—	夏鳥
	モズ	○ モズ	—	留鳥
	カラス	○ カケス	—	留鳥
		○ オナガ	—	留鳥
		コクマルガラス	—	冬鳥
		○ ミヤマガラス	—	冬鳥
		○ ハシボソガラス	—	留鳥
		○ ハシブトガラス	—	留鳥
	キクイタダキ	○ キクイタダキ	—	冬鳥
	シジュウカラ	○ ヤマガラ	—	留鳥
		○ ヒガラ	—	冬鳥
		○ シジュウカラ	—	留鳥
	ヒバリ	○ ヒバリ	—	留鳥
	ツバメ	ショウドウツバメ	—	旅鳥
		○ ツバメ	—	夏鳥
		イワツバメ	—	夏鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ウグイス	○ ウグイス	—	留鳥
		ヤブサメ	—	夏鳥
	エナガ	○ エナガ	—	留鳥
	ムシクイ	メボソムシクイ	—	旅鳥
		センダイムシクイ	—	夏鳥
	メジロ	○ メジロ	—	留鳥
	センニュウ	オオセッカ	EN、国内希少	旅鳥
	ヨシキリ	○ オオヨシキリ	—	夏鳥
		コヨシキリ	—	夏鳥
	セッカ	セッカ	—	夏鳥
	ムクドリ	○ ムクドリ	—	留鳥
		コムクドリ	—	夏鳥
		ホシムクドリ	—	冬鳥
	ヒタキ	トラツグミ	—	漂鳥
		シロハラ	—	冬鳥
		アカハラ	—	冬鳥
		○ ツグミ	—	冬鳥
		ルリビタキ	—	冬鳥
		○ ジョウビタキ	—	冬鳥
		ノビタキ	—	旅鳥

		コサメビタキ	—	夏鳥
		キビタキ	—	夏鳥
		オオルリ	—	夏鳥
スズメ	○	スズメ	—	留鳥
セキレイ		キセキレイ	—	夏鳥
	○	ハクセキレイ	—	留鳥
	○	セグロセキレイ	—	留鳥
		ビンズイ	—	旅鳥
	○	タヒバリ	—	冬鳥
アトリ	○	アトリ	—	冬鳥
	○	カワラヒワ	—	留鳥
	○	マヒワ	—	冬鳥
	○	ベニマシロ	—	冬鳥
		シメ	—	冬鳥
		イカル	—	留鳥
ホオジロ	○	ホオジロ	—	留鳥
		ホオアカ	—	夏鳥
	○	カシラダカ	—	冬鳥
		ミヤマホオジロ	—	冬鳥
	○	アオジ	—	留鳥
	○	オオジュリン	—	冬鳥
合計	17目	44科	173種	

(注)

1. データは国指定鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。

2. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第7版」(日本鳥学会、2012年)に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト(2020年版)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物:文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥または迷鳥の別を記載した。データは「みやぎの風について」(宮城県、平成6年)を参考に、伊豆沼周辺の生息状況に合わせて記載した。

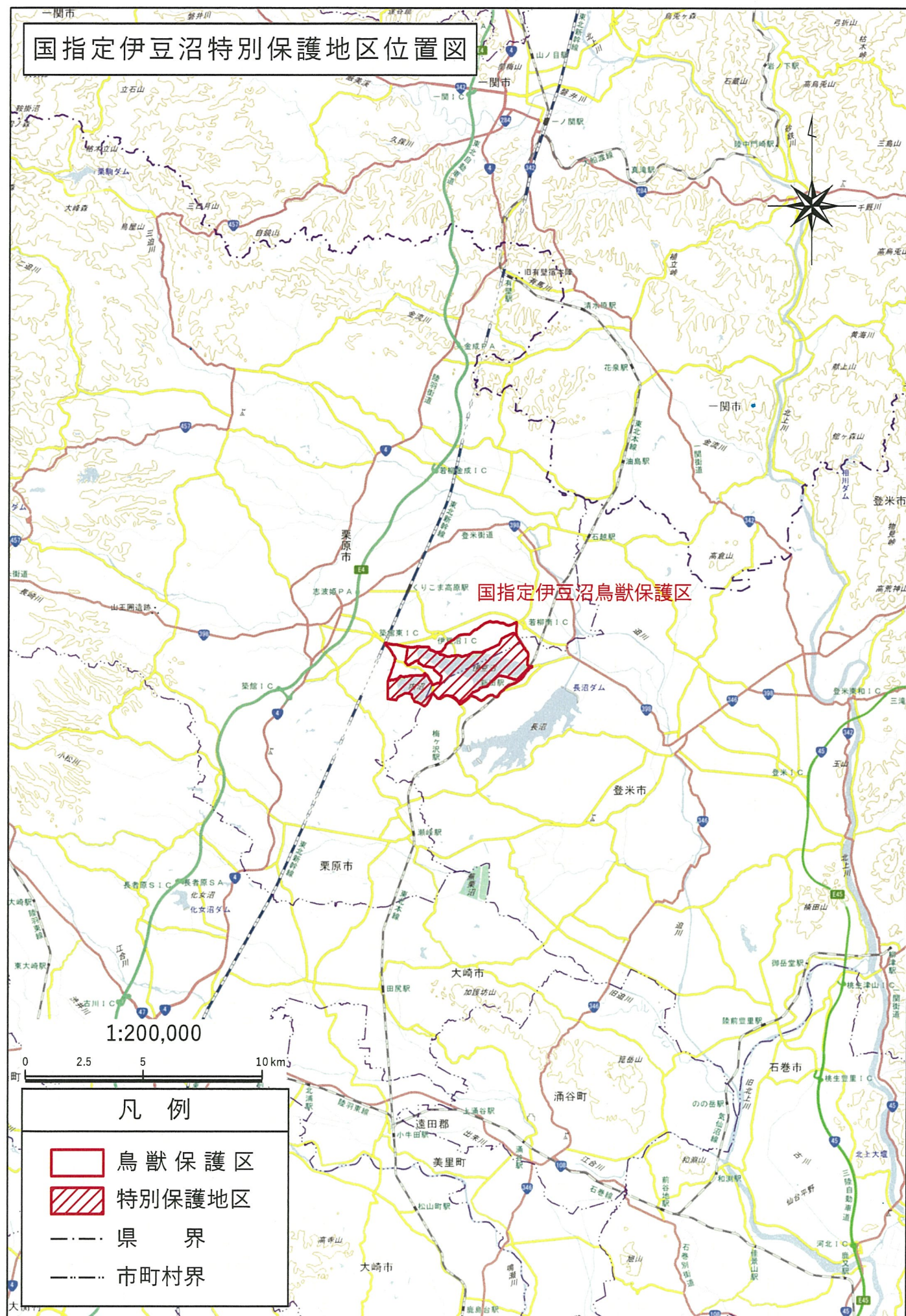
(別表3) 伊豆沼鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ネコ	イヌ	○ タヌキ	-	
		○ キツネ	-	
	イタチ	○ イタチ	-	
ネズミ	リス	○ ニホンリス	-	
合計	2目	3科	4種	

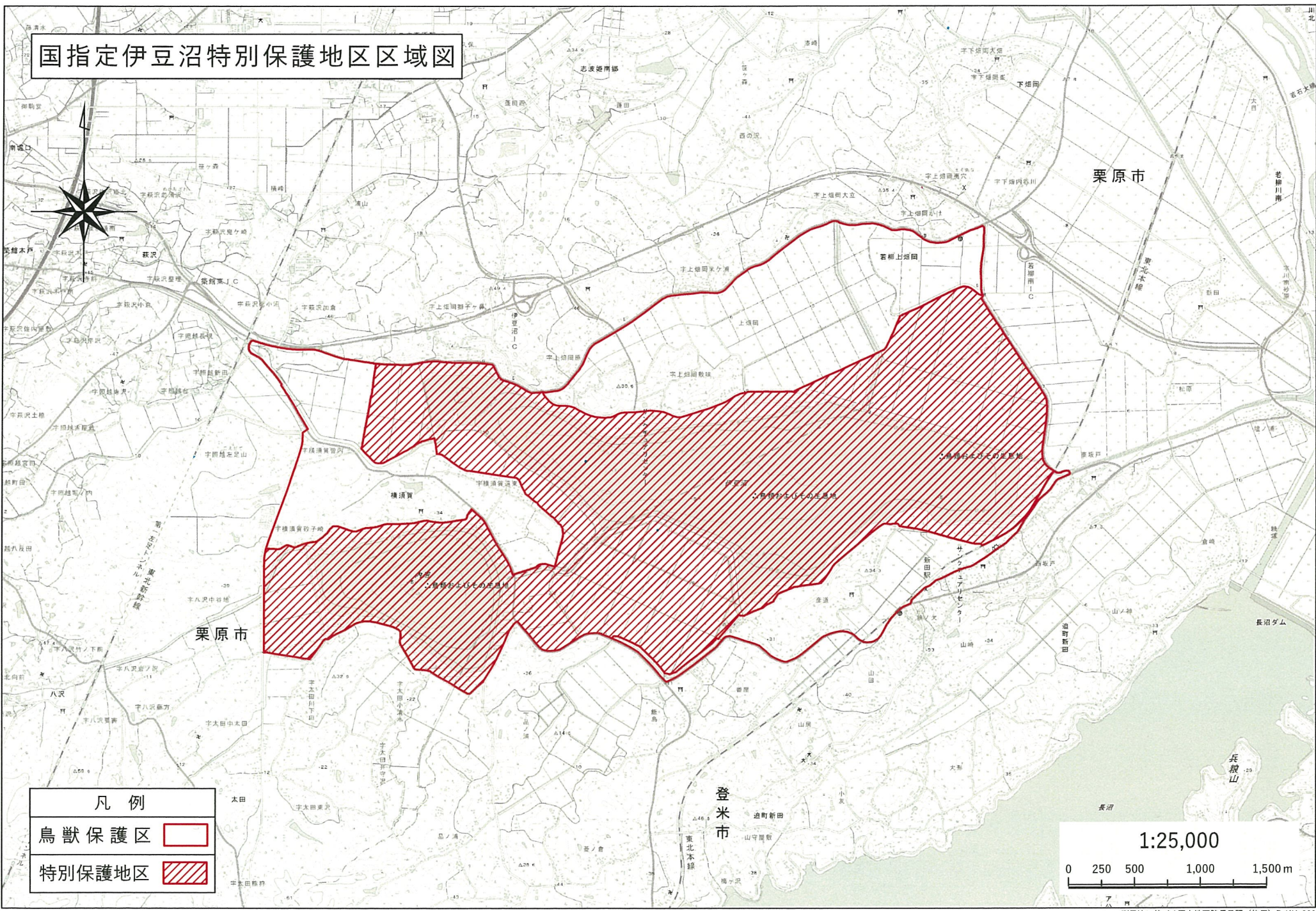
(注)

- データは国指定鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 獣類の目・科・種（和名）及び配列は、「日本野生鳥獣目録」（環境省自然環境局野生生物課、2002年）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト(2020)
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

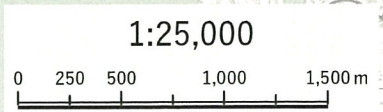
国指定伊豆沼特別保護地区位置図



国指定伊豆沼特別保護地区区域図



凡 例	
鳥 獣 保 護 区	
特別保護地区	



国指定伊豆沼特別保護地区区域説明図

区域	区域説明
①	東日本旅客鉄道株式会社東北本線敷地西側境界線と登米市道前沼彦道線との交点
②	登米市道前沼彦道線と干拓堤防第2号線との交点
③	干拓堤防第2号線と県道築館登米線との交点
④	県道築館登米線と登米市道内沼境田線との交点
⑤	登米市道内沼境田線と登米市道内沼線との交点
⑥	登米市道内沼線と栗原市道内沼線との交点
⑦	栗原市道内沼線と太田川左岸堤防との交点
⑧	太田川左岸堤防と栗原市道管内熊狩線との交点
⑨	栗原市道管内熊狩線と栗原市道堀の内横須賀線との交点
⑩	栗原市道堀の内横須賀線と県道築館登米線との交点

区域	区域説明
⑪	県道築館登米線と栗原市道伊豆沼線との交点
⑫	栗原市道伊豆沼線と栗原市道横須賀線との交点
⑬	栗原市道横須賀線と農道宝田8号線との交点
⑭	農道宝田8号線と農道宝田9号線との交点
⑮	農道宝田9号線と栗原市道横須賀上畑岡線との交点
⑯	栗原市道横須賀上畑岡線と農道山口管内線との交点
⑰	農道山口管内線と農道加倉前5号線との交点
⑱	農道加倉前5号線と県道若柳築館線との交点
⑲	県道若柳築館線と栗原市道敷味線との交点
⑳	栗原市道敷味線と栗原市道営団線との交点
㉑	栗原市道営団線と県道新田若柳線との交点
㉒	県道新田若柳線と東日本旅客鉄道株式会社東北本線敷地西側境界線との交点

